

京都市告示第182号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成22年12月21日付けで認可した藤ノ木町北部町内会の代表者変更の届出、平成18年6月29日付けで認可した西出町町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年7月8日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
藤ノ木町北部町内会	村田 収	西澤 和彦
西出町町内会	福田 拓二	藤原 正司

2 代表者の住所

	変更前	変更後
藤ノ木町北部町内会	京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地	京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地
西出町町内会	京都市伏見区久我西出町11番地247	京都市伏見区久我西出町11番地183

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)